

○宇治市障害者等移動支援事業実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、屋外での移動が困難な在宅の障害者等に対し、地域における自立生活、社会参加及び通学支援を促すことを目的に、外出のための支援（以下「支援」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（支援の対象者）

第2条 支援の対象者は、次に掲げる者のうち、外出時に移動の支援が必要と認められる者とする。

- （1）車いすを常用している肢体障害児・者
- （2）知的障害児・者
- （3）精神障害児・者
- （4）その他市長が認める者

（支援の内容）

第3条 支援は、原則個別支援及びグループ支援によるものとする。

- 2 個別支援は、同一日時に支援者1人が利用者1人に対して提供するものとする。
- 3 グループ支援は、同一日時に支援者1人が利用者2人に対して提供するものとし、障害の状態や行き先等を考慮し、支援が安全に行える範囲で支援するものとする。
- 4 支援は、原則1日の範囲内で用務を終えるものに限る。
- 5 支援の範囲には、整容・手荷物等の準備等や着替え、荷物整理等、外出前後の居宅における支援を含むものとする。

（登録事業者）

第4条 市長は、適切な支援が提供できると認めた事業者を障害者等移動支援事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）に登録す

る。

- 2 市長は、前項により事業者名簿に登録した事業者（以下「登録事業者」という。）から、支援が提供できない旨の申出があったときは、当該事業者を事業者名簿から削除するものとする。
- 3 市長は、登録事業者が適正な事業の運営をすることができないと判断するとき、又は登録事業者が移動支援事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為をしたと認められるときは、登録事業者を事業者名簿から削除するものとする。
- 4 移動支援を行う登録事業者の従業者は、次に掲げるもののうち、当該利用者に適切な支援が行えると登録事業者が認めた者とする。

（１）介護福祉士

（２）実務者研修修了者

（３）居宅介護職員初任者研修修了者

（４）障害者居宅介護従業者基礎研修修了者

（５）重度訪問介護従業者養成研修修了者

（６）行動援護従業者養成研修修了者

（７）介護職員初任者研修課程修了者

（８）宇治市ガイドヘルパー養成研修修了者

（９）支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者

（１０）平成１８年９月３０日において、従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者

（１１）従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として市長が認める研修を修了した者

（１２）特別支援学級や特別支援学校での就労経験のある者など、上記研修修了者に相当すると市長が認める者

（支援の申請）

第5条 支援を受けようとする者（支援の対象者又は障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）は、あらかじめ、氏名及び住所その他申請に必要な事項を記入した利用申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、利用の適否を決定の上、利用者に通知し、利用者証を交付するものとする。

（支給決定期間及び更新申請）

第6条 前条第2項による支給決定期間は、決定を行った日から起算して1年以内とする。

2 支給期間満了後も引き続き事業を利用しようとする場合は、利用者は、支給期間満了日までの1か月以内に前条第1項に規定する申請を行わなければならない。

（利用の方法）

第7条 利用者は、支援を必要とするときは、利用者証を登録事業者に提示し、登録事業者と支援についての契約を締結し、支援を受けるものとする。

（利用料）

第8条 利用者は、支援を受けたときは、別表第1により算定された支援に要する費用（以下「費用」という。）に別表第2の左欄に掲げる世帯区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担率（利用者が障害児の保護者である場合は児童の欄の率、利用者が障害児の保護者以外の者である場合は大人の欄の率）を乗じて得た金額（以下「利用料」という。）を登録事業者に支払うものとする。

（費用の支払い）

第9条 支援を行った登録事業者は、利用者に代わって、費用から利用料を控除した額を、支援を行った月の翌月10日までに、市長に対し請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があった日から30日以内に、その内容を確認のうえ請求額を登録事業者に支払うものとする。

(費用の返還)

- 第10条 偽りその他不正の行為により、費用の支払いを受けた者があるときは、市長は、その者から当該費用の全額又は一部を返還させることができる。

(利用の変更及び廃止)

- 第11条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の所得状況に変更が生じた場合
- (2) 利用者の住所等を変更した場合
- (3) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合
- (4) 支援を必要としなくなった場合

(遵守事項)

- 第12条 登録事業者は、利用者に対し適切な支援を提供できるよう、従事者の勤務体制を定めておかななければならない。
- 2 登録事業者は、従事者の資質向上のため及び適切な支援を提供するため十分な研修を行わなければならない。
- 3 登録事業者は、支援提供時に事故が発生した場合は、利用者の家族等及び市長に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 登録事業者は、従事者、会計、利用者への支援提供に関する諸記録を整備し、支援を提供した日の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 5 登録事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(調査)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者が行う事業の内容を調査することができる。

(その他)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

移動支援に要する費用

移動支援に要する費用の額は、次の 1 及び 2 に掲げる単位数に、十円と支援を行う事業所が所在する地域区分「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）」に応じた割合を乗じて得た額とする。また、サービス種類については、居宅介護に適用される基準を準用するものとする。

1 身体介護を伴う場合

- (1) 所要時間 30 分以内である場合 230 単位
- (2) 所要時間 30 分を超え 1 時間以内である場合 400 単位
- (3) 所要時間 1 時間を超える場合 580 単位に所要時間 1 時間から起算して所要時間 30 分を超えるごとに 82 単位を加算した単位数

2 身体介護を伴わない場合

- (1) 所要時間 30 分以内である場合 80 単位
- (2) 所要時間 30 分を超え 1 時間以内である場合 150 単位
- (3) 所要時間 1 時間を超える場合 225 単位に所要時間 1 時間から起算して所要時間 30 分を超えるごとに 75 単位を加算した単位数

注 1 夜間（午後 6 時から午後 10 時までの時間をいう。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数加算する。

注 2 利用者が他の障害福祉サービス等を利用している間は、移動支援に要する費用を算定しない。

注 3 グループ支援に要する費用は、上記の算定単位に 100 分の 70 を乗じた金額とする。

別表第 2

支給決定者または、支給決定児童に係る支給決定児童の保護者等の属する世帯区分	負担率	
	児 童	大 人
定義	児 童	大 人
生活保護世帯	%	%
市町村民税非課税世帯	0	0
市町村民税所得割課税額 48,600 円未満である世帯	1.2	2.5
同 48,600 円以上 97,000 円未満 である世帯	4.0	4.0
同 97,000 円以上 169,000 円未満 である世帯	6.0	6.0
同 169,000 円以上 280,000 円未満 である世帯	8.0	8.0
同 280,000 円以上である世帯	10.0	10.0